## 令和7年度南部町 子育て世帯住宅取得 支援事業

南部町では、婚姻後5年以内の子育て世帯の 住環境づくりを応援するため、南部町内にお ける新築住宅・中古住宅の取得費用、リフォー ム費用、引越費用の一部について補助します。



## 新築住宅

夫婦ともに婚姻時 29歳以下 最大 夫婦ともに婚姻時 39歳以下 最大

60 万円

30 万円

中古住宅・リフォーム・引越費用

夫婦ともに婚姻時

+

29 歳以下 最大

90 万円

夫婦ともに婚姻時 39歳以下 最大

60 万円

## 補助対象世帯

## 以下の全てに該当する場合に補助金の交付となります

- ①婚姻後 5 年以内の世帯(令和 2 年 4 月 1 日から令和 6 年 12 月 31 日までの間に婚姻届が受理された夫婦)
- ②申請年度内(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)において、出生から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(妊娠中を含む)を養育している世帯
- ③自ら居住することを目的に住宅を取得し、申請年度内の間に支払を行った世帯
- ④婚姻日現在において、夫婦ともに満年齢がいずれも 39 歳以下である世帯
- ⑤世帯の所得が500万円未満である世帯
- ⑥申請時に夫婦が共に本町に住所を有している世帯
- ⑦入居する住居が本町にある世帯
- ⑧申請日より5年以上継続して本町に居住する意思がある世帯

申請期限 令和8年3月31日(水)まで お問合せ先 子育て支援課 **64-4830**